

○ 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年^{内閣府}農林水産省^{農林水産省}令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第一条 農林中央金庫法(以下「法」という。)第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。 「一・二 略」 三 単体レバレッジ比率(第八項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区分</p>		<p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) 第一条 「同上」</p>	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	命令	命令
レバレッジ 非対象区分	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合		
レバレッジ 第一区分	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係	

	<p>レバレッジ 第二区分</p>
	<p>単体レバレッジ比率が〇・七五 パーセント以上一・五パーセン ト未満である場合</p>
<p>る措置を含むもの とする。)の提出 の求め及びその実 行の命令</p>	<p>次に掲げる自己資 本の充実に資する 措置に係る命令 イ 資本の増強に 係る合理的と認 められる計画の 提出及びその実 行 ロ 総資産の圧縮 又は増加の抑制 ハ 取引の通常の 条件に照らして 不利益を被るも のと認められる 条件による農林 債の発行又は預 金若しくは定期 積金の受入れの</p>

<p> 禁止又は抑制 ニ 一部の事務所 における業務の 縮小 ホ 一部の従たる 事務所の廃止 へ 法第五十四条 第一項から第三 項までの規定に より営む業務に 付随する同条第 四項各号に掲げ る業務その他の 業務又は同条第 七項の規定によ り営む業務の縮 小又は新規の取 扱いの禁止 ト その他農林水 産大臣及び金融 庁長官が必要と 認める措置 </p>

レバレッジ 第二区分の 二	レバレッジ 単体レバレッジ比率が○パーセ ント以上○・七五パーセント未 満である場合	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 又は業務の一部の 廃止等の措置のい ずれかを選択した 上、当該選択に係 る措置を実施する ことの命令
	レバレッジ 単体レバレッジ比率が○パーセ ント未満である場合	業務の全部又は一 部の停止の命令

2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一 第九項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

[略]	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令

2 [同上]

一 第八項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

[同上]	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令

第二区分の 二	〔略〕	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 又は業務の一部の 廃止等の措置のい ずれかを選択した 上、当該選択に係 る措置を実施する ことの命令
〔略〕		

二 第十項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
〔表略〕

三 連結レバレッジ比率（第十四項に規定する連結レバレッジ比率
をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
レバレッジ 非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセ ント以上である場合
レバレッジ 第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パ ーセント以上三パーセント未満 経営の健全性を確 保するための合理

第二区分の 二	〔同上〕	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 又は業務の一部の 廃止等の措置のい ずれかを選択した 上、当該選択に係 る措置を実施するこ との命令
〔同上〕		

二 第九項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
〔同上〕

〔号を加える。〕

	レバレッジ 第二区分
である場合	連結レバレッジ比率が〇・七五 パーセント以上一・五パーセン ト未満である場合
<p>的と認められる改 善計画（原則とし て資本の増強に係 る措置を含むもの とする。）の提出 の求め及びその実 行の命令</p>	<p>次に掲げる自己資 本の充実に資する 措置に係る命令</p> <p>イ 資本の増強に 係る合理的と認 められる計画の 提出及びその実 行</p> <p>ロ 総資産の圧縮 又は増加の抑制</p> <p>ハ 取引の通常の 条件に照らして 不利益を被るも のと認められる 条件による農林</p>

債の発行又は預
金若しくは定期
積金の受入れの
禁止又は抑制
ニ 一部の事務所
における業務の
縮小
ホ 一部の従たる
事務所の廃止
へ 子会社等の業
務の縮小
ト 子会社等の株
式又は持分の処
分
チ 法第五十四条
第一項から第三
項までの規定に
より営む業務に
付随する同条第
四項各号に掲げ
る業務その他の
業務又は同条第
七項の規定によ

レバレッジ 第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令
レバレッジ 第二区分の 二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいづれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
		り営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 リ その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置

3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって

3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって

、次項に規定する単体資本バッファー比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する単体自己資本比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいう。

〔5〕7 略〕

8 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率及び第四項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいう。

9 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファー比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

10 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式

、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

〔5〕7 同上〕

〔項を加える。〕

8 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

9 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式

により得られる比率であつて、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいう。

11|| 「略」

12|| 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第九項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第九項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier 1資本調達手段（第九項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

13|| 「略」

14|| 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式によ

により得られる比率をいう。

10|| 「同上」

11|| 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第八項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第八項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier 1資本調達手段（第八項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

12|| 「同上」

「項を加える。」

り得られる比率であつて、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十項に規定する連結資本バッファ―比率以外の比率をいう。

第二条 農林中央金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）又はレバレッジ比率（単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率又はレバレッジ比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係るこれらの表の区分（それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命

第二条 農林中央金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

令は、同条第一項（それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 農林中央金庫が前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率若しくはレバレッジ比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

【二・三 略】

3 農林中央金庫が前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の

2 農林中央金庫が前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

【二・三 同上】

3 農林中央金庫が前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負

資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。